

令和 7 事業年度

事業報告書

第 23 期

令和 8 年 6 月

独立行政法人 日本学術振興会

目次	
1. 法人の長によるメッセージ	1
令和7年度の主なトピック	2
2. 法人の目的、業務内容	5
(1) 法人の目的	5
(2) 業務内容	5
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	5
4. 中期目標	6
(1) 概要	6
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	7
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
6. 中期計画及び年度計画	9
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	13
(1) ガバナンスの状況	13
(2) 役員等の状況	14
(3) 職員の状況	15
(4) 重要な施設等の整備等の状況	15
(5) 純資産の状況	15
(6) 財源の状況	17
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	17
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	18
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	19
(1) リスク管理の状況	19
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	19
9. 業績の適正な評価の前提情報	20
10. 業務の成果と使用した資源との対比	28
(1) 自己評価	28
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	28
11. 予算と決算との対比	30
12. 財務諸表	31
(1) 貸借対照表	31
(2) 行政コスト計算書	32
(3) 損益計算書	32
(4) 純資産変動計算書	33
(5) キャッシュ・フロー計算書	34
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	34
(1) 貸借対照表	34
(2) 行政コスト計算書	35
(3) 損益計算書	35
(4) 純資産変動計算書	35
(5) キャッシュ・フロー計算書	35
14. 内部統制の運用に関する情報	35
15. 法人の基本情報	36
(1) 沿革	36
(2) 設立に係る根拠法	36
(3) 主務大臣（主務省所管課）	36
(4) 組織図	37
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	37
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	38
(7) 主要な財務データの経年比較	38
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	39
16. 参考情報	40
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	40
(2) その他公表資料等との関係の説明	42

1. 法人の長によるメッセージ

日本学術振興会は、昭和天皇の御下賜金をもとに昭和 7（1932）年に創設されました。学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディング・エージェンシー）として、あらゆる分野の研究者の活動を安定的・継続的に支えています。その活動は、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援など多岐にわたっています。

学術研究は、研究者一人ひとりの既存の枠にとらわれない自由な発想と、実現不可能と思われるような果敢な挑戦から生まれます。学術研究により創出された「知」は、イノベーションの源泉として未来を拓く原動力となり、人類文化の重要な資産として次世代に引き継がれるとともに新たな挑戦課題を提示します。

こうした「知」によりこれまで以上に社会が革新的に発展するとともに、未知なる大きな変化・課題が生まれている現代こそ、「知」のフロンティアを開拓する学術研究の振興、学術分野での幅広い国際交流、世界をリードして学術研究を担う人材の育成の重要性がますます強まっています。

日本学術振興会は、今後も研究者の視点に立って事業の改善や制度改革を不断に行うとともに、効率かつ効果的な業務運営を遂行し、研究者の皆様が存分に活躍できる環境の醸成にまい進してまいります。そして、研究者や学術研究を志す方々はもとより、国民の皆様からの学術振興への期待に応え、これからの時代に極めて重要となる「知」の力をもって世界への貢献を果たせるよう努めてまいります。

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛



日本学術振興会シンボルマーク



振興会のシンボルマークは、古来、暁を象徴するものとして知られている「長鳴鳥」（ながなきどり）を、昭和 13（1938）年に東京美術学校の和田三造教授が図案化したものです。長鳴鳥は、古事記において、知恵を司る神である思金神（おもいかね）が天の石屋戸を開くため、常世（不死）の長鳴鳥を集めて鳴かせたと記されています。また、昭和天皇の御製「夢さめて我が世を思ふ暁に長鳴き鳥の聲ぞ聞こゆる」にも詠まれています。

令和 7 年度の主なトピック

将来にわたり我が国及び人類社会の発展をもたらすためには、科学技術・イノベーションの創出が必要であり、その源泉となるのが個々の研究者の内在的動機に基づき行われる学術研究の卓越性・多様性です。また、我が国の学術研究の水準を高め、新たな価値を創造し続けていくためには、それを担う多様な人材の育成・確保が極めて重要になり、研究人材育成の要である我が国の大学等の強みを生かした教育研究基盤の強化を行う必要があります。

こうした「知」の創造に向けて、振興会は研究者個人・大学等研究機関双方に対して支援を行ってきました。令和 7（2025）年度も、学術の持続的・継続的な発展に向けて、各事業・組織運営において新たな取組や改善を進めてまいりましたので、主なものを紹介いたします。今後も研究現場の声を踏まえた業務運営・改善に継続的に取り組んでまいります。

【科学研究費助成事業（科研費）】

科学研究費助成事業（科研費）において、令和 10（2028）年度助成に係る公募からの適用を目指し、将来の学術動向を俯瞰した審査区分表や審査方式の更なる改善に向けた検討を加速させています。



令和 7（2025）年度には、文部科学省から示された「科研費審査区分表及び審査方式等の見直しに当たっての基本的考え方」に基づき、現行の審査区分における応募動向の検証・分析を実施しました。学術システム研究センターを中心に、主任研究員会議（全 7 回）、科研費改革推進タスクフォース（全 15 回）、専門調査班会議（全 58 回）、専門調査班を跨いだ区分再編議論（WEB 会議、メール会議を含む）など、多角的な視点から集中的に検討を重ねました。今後 10 年の学術動向を見据え、新興分野や融合研究が生まれやすい環境を整える観点から、専門的知見に基づく区分再編案を取りまとめ、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会へ報告しました。

検討に当たっては、振興会及び文部科学省が実施した意見募集に寄せられた 1,000 件を超える幅広い意見も踏まえ、区分再編案を取りまとめました。

【海外特別研究員事業】

令和 7（2025）年度においては、経済状況の変化や激変する国際情勢に対応するため、令和 6（2024）年度に開始した採用者の帯同家族分（配偶者及び子）の往復航空券代の支援を継続するとともに、世界的な物価上昇等を鑑み、事業予算の増額について文部科学省に働きかけた結果、採用人数規模を維持しつつ支給額の増額を実現し、継続者等への差額の追加分も含めて円滑に支給しました。また、中東情勢の変化に応じ、派遣者への安否確認の頻度を高めたほか、ドバイ経由の航空券の経由地を変更する等、安全確保に努めるとともに、特に派遣者が多い米国の情勢変化に応じ、派遣開始期限を年度末まで延長する弾力的な運用を行いました。

さらに、スムーズなキャリア移行の観点から、申請資格を緩和し、博士課程学生においては学位取得 2 年前からの応募を可能とする「採用予約」を導入しました。また、帰国後の研究を支援するため、科研費「帰国発展研究」において海外特別研究員に対し応募資格を拡大しました。

これらの国際情勢や研究者のキャリア形成を考慮した柔軟な対応を通して研究者が研究に専念し、卓越した成果を創出できる環境の整備に努めました。

採用終了 5 年経過後の常勤の研究職への就職状況は約 9 割となっており、我が国の研究者の養成・確保において重要な役割を果たしております。

（就職状況等追跡調査結果 : https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_tsuiseki.html）

【世界最高水準の研究拠点の形成促進（WPI）】

平成 19（2007）年度から開始した「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」は、システム改革の導入等の自主的な取組を促す支援により、第一線の研究者が世界から多数集まってくるような、優れた研究環境ときわめて高い研究水準を誇る、「世界から目に見える研究拠点」の形成を目指しています。



令和 7（2025）年度は、新制度である成長・発展計画の審査に加え、13 拠点の対面でのサイトビジットを国際的な体制で全て英語で実施し、2 拠点からノーベル賞受賞者を新たに輩出するなど世界トップレベルの研究拠点形成を実現しました。また、WPI ブランディング戦略に基づき、海外の若手研究者等のターゲットに応じた新たなブランディングの取組を複数実施し、欧州で最も権威ある生命科学分野のアカデミーである欧州分子生物学機構（EMBO）からの要望を受けて、EMBO Fellows' Meeting での WPI 特別セッションの共催を実現、参加者から高い満足度を得るなどの成果を挙げました。

【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）】

令和 5（2023）年度に開始した J-PEAKS は、地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学が、その強みや特色のある研究力を核とした戦略的経営の下、他大学と連携を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等の実現に必要な研究力の強化を図る環境整備を支援することを通じて、我が国全体の研究力向上を牽引する研究大学群の形成を目指しています。



令和 7（2025）年度は、翌年度から始まる中間評価に向けて、要項・様式を策定・公表しました。

また、採択大学が効果的に取組を進められるよう、必要な助言・提案等を行うことを目的に設置した伴走チームの体制については、各採択大学を担当するサポーターだけでなく、採択大学が必要に応じて相談できる専門的な知識を有するアドバイザーを増員する等、専門人材による支援が得られる体制に充実しました。

加えて、伴走チームの活動については、全 25 大学へのサイトビジットの実施などによる採択大学間の現地での交流機会を設けた結果、採択大学間での連携協定の締結や共通するテーマの研究協力など具体的な連携の取組につながりました。また、様々な分野の専門家を講師として招いた勉強会の実施により、各採択大学における大学ビジョンの実現に向けた取組に資する情報を提供しました。

さらに、広報面では、シンポジウムの開催や YouTube での動画公開に加え、大阪・関西万博や AAAS 年次総会など国内外イベントへのブース出展を通じ、事業の認知度向上を図りました。

【広報活動】

広報活動の一環として、一般の方々に振興会の役割や社会への貢献を伝える新たな PR 動画を制作しました。これは、2032 年に創立 100 周年を迎えるにあたり、振興会が長年にわたり学術の発展と研究者支援を通じて社会に貢献してきた歩みを広く発信することを目的としたものです。



今回制作した動画は、フルバージョンに加え、ショート版等の合計 4 本種類を用意し、視聴者の多様なニーズに応じて視聴しやすいよう工夫を凝らしました。これらの動画は、振興会の活動を広く PR するため、YouTube にて公開しています。

また、日本人研究者 2 名のノーベル賞受賞を契機として、受賞者と振興会理事長による対談動画も制作し、YouTube で公開しました。この対談では、学術振興の意義や若手研究者育成の重要性について、一般の方々にも分かりやすく伝える内容としています。



PR 動画

フル : <https://www.youtube.com/watch?v=1C3G4QrBP-0>

ダイジェスト : <https://www.youtube.com/watch?v=Y-n2CdZdn8>

ショート① : https://www.youtube.com/watch?v=rEd_0e9i2Rc

ショート② : <https://www.youtube.com/watch?v=SR-hU31URPg>
対談動画 : <https://www.youtube.com/watch?v=LM423X0V2PY>

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

振興会は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的としています。(独立行政法人日本学術振興会法(以下「振興会法」という。))第3条)

(2) 業務内容

振興会は、(1) 法人の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- 一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
- 二 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
- 四 学術の応用に関する研究を行うこと。
- 五 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
- 六 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
- 七 第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 八 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(振興会法第15条)

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

振興会は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革の支援及び学術の応用に関する研究や学術振興方策に関する調査・研究と、それらの成果普及・活用促進などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っています。

学術における知的創造活動である「学術研究」は、令和8(2026)年3月に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において、「知の地平線を拡大させるもの」とされ、「社会・経済課題の対応には大学・国研等における基礎研究・学術研究の成果の活用が極めて重要になってきている」と位置付けられています。研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦を支援し、「知」の創出を促すなど、振興会が実施する業務は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものです。

一方、我が国の研究現場に目を向けると、諸外国に比較して論文の質・量ともに相対的・長期的に地位が低下していることや、若手をはじめとした研究者の置かれている環境を改善することが課題となっています。また、国際的な研究協力の推進、デジタル化・AI活用の進展、地政学的リスクの高まりなど、研究を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、振興会には、学術研究を取り巻く課題を踏まえた上で、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができるよう学術国際交流を戦略的に促進するなど、引き続き我が国の学術振興の中核機関として、「知」の創造に向けた研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められています。その役割の発揮にあたっては全ての研究分野における研究者及び研究機関とのネットワークや我が国の研究動向を分析できる貴重なリソースを有していること、世界各国の学術振興機関や研究者コミュニティから高い信頼を得ていることなどの強みを生かしながら、自らも変革し、事業を展開することが期待されています。さらに、その変革に当たっては、学術の中心を担う大学等の変革促進をも見据え、戦略的に事業の見直し・改善に取り組むとともに、新しい取組にも果敢に挑戦することが望まれています。

日本学術振興会の政策的位置付け

別紙1

主な政府方針

- 第7期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月27日閣議決定)
 - ・新たな研究領域の継続的な創造
 - ・多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な輩出
 - ・大学改革の一体的推進
 - ・国際ネットワークの構築 等
- 統合イノベーション戦略2025(令和7年6月6日閣議決定)
 - ・人材の育成・活躍促進
 - ・地域中核・特色ある研究大学振興 等
- 教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)
 - ・大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
 - ・教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 等

文部科学省の政策目標における位置づけ

- ～「文部科学省政策評価基本計画」(平成30年4月1日 文部科学大臣決定)における「文部科学省の使命と政策目標」より抜粋～
- 政策目標4 個性が輝く高等教育の振興
- － 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
 - － 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備
- 政策目標7 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
- － 施策目標7-3 科学技術の国際活動の戦略的推進
- 政策目標8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化
- － 施策目標8-1 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化
 - － 施策目標8-2 基礎研究・学術研究の振興
 - － 施策目標8-4 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現

独立行政法人日本学術振興会法

(振興会の目的)

第三条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

日本学術振興会が果たすべき役割

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関(ファンディングエージェンシー)として、研究者の活動を安定的・継続的に支援

多様で厚みのある知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することで、多様で厚みのある知を創造し蓄積できる環境を創出

知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さん機会の提供等により、知の開拓に挑戦する研究者を養成

大学等における研究基盤等の強化

大学等における機能強化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究基盤を強化

国際研究ネットワークの強化

戦略的に学術研究活動のグローバル化と国際頭脳循環を推進し、国際的な研究ネットワークを構築・強化

学術振興のための支援基盤の強化

学術を振興するための支援基盤を強化する組織横断的な取組を推進

4. 中期目標

(1) 概要

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、令和5(2023)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までの5年間とされております。

振興会は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものとして、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められています。一方、情報通信技術の急速な進化やグローバル化は学術研究に大きな構造変化をもたらし、世界レベルでの学術研究の競争も激しさを増す中、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代にあります。このような変化の中、振興会には、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができる国際的な研究基盤を構築するとともに、事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支える業務基盤を確立し、国や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を支えることが一層求められています。

このような役割を果たすため、第5期中期目標においては、①多様で厚みのある知の創造、②知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成、③大学等における研究基盤等の強化、④国際研究ネットワークの強化、⑤学術振興のための支援基盤の強化、の5つが振興会の事業の大きな柱として示されています。

詳細につきましては、第5期中期目標をご覧ください。

(https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-official_announcement_keiei/medium-term/c_mokuhyo_5th.pdf)

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

振興会は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下のとおりです。

① 多様で厚みのある知の創造

学術研究を支援する我が国唯一の資金配分機関として、多様で厚みのある知を創造し蓄積できる環境を創出するため、科学研究費助成事業等を確実に実施する。

② 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成するため、優れた若手研究者に対して、研究を奨励するための経済的支援及び研さん機会等を提供するとともに、研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者の顕彰を行う。これらの取組を通じ、次世代の研究者が将来の活躍の展望を描ける状況の下で研究に専念することができる環境の整備等に取り組む。

③ 大学等における研究基盤等の強化

大学等の教育研究基盤を強化するため、大学等における強みや特色等を伸ばす取組や、グローバル化の取組等への支援に関わる国の助成事業について、審査・評価等業務を実施する。また、事業による成果等について情報発信を行う。

④ 国際研究ネットワークの強化

国際研究ネットワークを構築・強化するため、法人の事業全体を俯瞰し戦略的に国際的な取組を展開する基盤を整備するとともに、国際的な共同研究や、国際頭脳循環の活性化等を推進する。

⑤ 学術振興のための支援基盤の強化

振興会の事業のより一層の高度化に向けて、研究現場の意見を踏まえた業務運営や、研究現場における男女共同参画の推進、情報分析機能の強化、情報の積極的な発信及び研究公正の推進等の総合的・横断的な取組を推進する。

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【業務運営の基本理念】

振興会は、学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関として、科学技術・イノベーション基本計画など国の学術振興策を踏まえつつ、研究者の活動を安定的・継続的に支援するため、学術研究への助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、一層国内外の大学その他の学術研究を実施する機関との連携及び諸外国の学術振興機関との共同を図りつつ、学術の振興を図ります。

【業務運営の基本方針】

学術研究の助成、研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図る業務の公共的重要性に鑑み、関係機関と連携を図り、業務の公正かつ能率的、効果的な運営に努めます。

【倫理行動規準】

役職員は、振興会の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 役職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 役職員は、法令及び振興会の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行

使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。

四 役職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が振興会の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

【行動規範】

1. 法令等の遵守

役職員は、法令や規程等を遵守し、常に国民の視点に立って、高い志と誇りを持って職務に当たらなければならない。

2. 高い倫理感と自己規律の保持

役職員は、高い倫理感と自己規律に基づいて職務に当たらなければならない。職務上関係のある者に対して、常に公平・公正な関係を保たなければならない。特に利害関係者から金品等の贈与を受けること等は絶対にあってはならない。

3. 業務運営の効率性・透明性の確保

役職員は、効率的・効果的かつ、公平で透明性の高い業務運営を行わなければならない。

4. 適正な会計処理

役職員は、経費及び財産等に係る会計処理を適正に行わなければならない。

5. 情報の管理

役職員は、個人情報や職務上知り得た秘密を厳重かつ適正に管理し、情報漏洩には細心の注意を払わなければならない。

6. 健全な職場環境の形成

役職員は、明るく健全な職場作りに配慮し、安全衛生管理の徹底を図らなければならない。また、お互いに連絡、報告、相談を行い、協力しながら職務に当たり、問題が発生した場合は、速やかに上司等に相談しなければならない。

【運営上の戦略等】

○事業の国際化と戦略的展開

＜日本学術振興会第5期中期目標・中期計画期間における国際関係事業の戦略的展開に向けた総合指針＞

我が国の研究者・研究機関が世界の学術研究をリードすることを目指し、第5期中期目標・中期計画期間中に国際的な取組を行う際の指針として定めたもので、研究者の自由な発想に基づく研究活動を支援するというボトムアップの考え方を基本としつつ、第5期中期目標達成のため、振興会における国際関係事業に関する取組の方向性を示しています。

詳細につきましては、日本学術振興会第5期中期目標・中期計画期間における国際関係事業の戦略的展開に向けた総合指針をご覧ください。

(https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-kokusai/data/JSPS_sougoushishin.pdf)

○学術研究の多様性の確保

＜独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針＞

学術の振興を目的とする振興会として、学術分野における男女共同参画の更なる推進を重要課題と位置付け、研究者の活動を安定的・継続的に支援するという役割を一層果たしていくため、基本指針として定めたものです。

詳細につきましては、独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針をご覧ください。

(https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-gender_equality/promotion/danjo_shishin.pdf)

○広報活動

＜独立行政法人日本学術振興会における広報戦略＞

振興会は、各種事業の情報を広く確実に周知すること、学術研究の意義及びそれを支える振興会の活動への社会の理解を深めること、海外に対して効果的な情報発信を行い、我が国のプレゼンスの向上を図ることなどを目指して、組織的に広報に取り組むための広報戦略を定めています。

詳細につきましては、独立行政法人日本学術振興会における広報戦略をご覧ください。

(https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-policy_pr/pr_strategy.pdf)

6. 中期計画及び年度計画

振興会は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画の概要と年度計画の主な内容（前年度からの主な変更点等）は以下のとおりです。

詳細につきましては、第5期中期計画及び令和7（2025）年度計画をご覧ください。

（第5期中期計画：

https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-official_announcement/data/medium-term/c_keikaku_5th.pdf

令和7（2025）年度計画：

https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-official_announcement_keiei/annual/r7_keikaku.pdf）

	第5期中期計画	令和7（2025）年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1. 多様で厚みのある 知の創造 【重要度：高】 【困難度：高】	●科研費事業については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。 ●文部科学省科学技術・学術審議会の報告等を踏まえつつ、学術の発展や社会的問題の解決につながる取組を推進する。	○科研費（国際先導研究）については、令和8(2026)年度に実施を予定している初めての中間評価に向けて評価基準の検討を行う。 ○令和7（2025）年度に受理した研究実施状況報告書及び研究実績報告書の研究実績の概要、公開した研究データに関する情報（メタデータ）等、並びに研究成果報告書を科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に速やかに公開し、学術的・社会的意義について国民に分かりやすい形での情報提供に努めるととも

		に、研究データの管理・利活用を促進する。
2. 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成 【困難度：高】	●大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、研究を奨励するための支援を実施する。 ●我が国の優れた若手研究者が海外の大学等研究機関において研究に専念できるよう滞在費等を支給する「海外特別研究員事業」等を計画的・継続的に実施する。 ●特別研究員事業、海外特別研究員事業等について、必要に応じ採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。 ●優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。	○特別研究員の選考に当たって審査の手引等を通じて審査委員の理解向上を図るとともに、その在り方について、審査委員からの意見等を通じて課題等の把握に努め、審査事務の効率化等に資するデジタル化の推進に取り組むなど、より一層効果的・効率的な事業となるよう必要な改善に取り組む。 ○「特別研究員-RPD」については、これまで開催している対面での「RPD 交流会」に加え、研究中断を経験した者同士でのキャリアパス等について情報共有し、交流する機会として、現採用者及び採用経験者全員を対象とした交流会（オンライン）を実施する。
3. 大学等における研究基盤等の強化 【困難度：高】	●国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成を目的とした国の助成事業について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価等業務を行うとともに、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。 ●地域中核・特色ある研究大学強化促進事業について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価・進捗管理、交付業務及び事業成果の最大化に向けた必要な支援業務等を行う。 ●大学の学部や大学院の教育研究改革や、大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。	○世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）について、拠点の持続的な成長・発展に向けた成長・発展計画に係る制度が新たに導入されたことを受け、令和7（2025）年度に申請が可能な4拠点から成長・発展計画の申請があった場合には、プログラム委員会において必要な審査を行う。国際的な体制を整備した委員会を開催し、審査・評価等を実施する。 ○地域中核・特色ある

		研究大学強化促進事業（J-PEAKS）について、進捗管理及び事業成果の最大化に当たっては、経営的な視点や専門的な観点から、各大学の取組状況の丁寧な把握・分析や研究力向上に必要な助言等を効果的に行うために必要な体制の拡充を進め、多様な専門的知見を有する有識者による支援を行うとともに、採択大学が支援を効果的に活用できるよう促す。 ○我が国の研究力強化を図るため、大学等における研究開発マネジメント人材の育成等の研究環境整備の取組を支援する国の助成事業について、審査・評価等業務及び交付業務を行う。
4. 国際研究ネットワークの強化 【重要度：高】	●振興会が取り組む事業全体を俯瞰し、事業の見直し・再構築も視野に入れた国際関係事業の今後のあり方を示す総合指針を策定し、これに基づき戦略的に事業運営を行う。 ●我が国の学術研究における国際競争力の向上のため、国際的な共同研究等を総合的に推進する。 ●様々なキャリアステージにある優秀な研究者の招へい等の取組を計画的・継続的に実施することにより、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援し、国際頭脳循環の推進に資する。	○日中韓によるハイレベルな研究活動促進に向けた議論を行う日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs）を日本で開催し、関係機関との協力を推進するとともに、A-HORCsの合意に基づき北東アジアシンポジウム及び日中韓フォーサイト事業を着実に実施する。 ○振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るため、世界各地において形成された21の研究者コミュニティ（同窓会）による活動を支援する。 ○招へい研究者への交

		流支援について、日常生活面での支援に加え、採用中の研究員間のネットワーキングに重点を置いた交流会を開催し、特別研究員や海外特別研究員採用者等も参加できるようにすることで、事業の枠を超えた若手研究者間の交流機会を提供する。
5. 学術振興のための支援基盤の強化	●あらゆる学問領域を対象とする振興会の特性に配慮し、学術研究を実際に行う研究者の意見を踏まえて業務運営を行う。評議員会や学術システム研究センター等の高い識見に基づく意見等を業務運営に取り入れる等、法人全体の事務・事業の在り方を不断に見直し、必要な改善に取り組む。 ●学術研究の現場に多様な視点を取り込まれるよう、振興会が行う各事業等の実施に当たっては、女性研究者の活躍促進等、学術研究の多様性の確保に向けた取組を行う。 ●学術情報分析センター等を中心に、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果及び国内外における学術研究に関する動向等を把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に資する調査研究を行う。 ●情報発信を効果的に行うことができるよう、ターゲットや重点的・優先的に取り組む課題等を明確化した広報戦略を策定し、広報機能の強化に取り組む。振興会が実施する諸事業における活動及びその成果について、多様な媒体を活用して積極的に情報を発信するとともに、社会への還元と成果の普及を目指す。 ●助成・支援事業のマネジメントの一環として、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除や、不正使用及び不正受給に関する防止策を強化する。	○本中期目標期間における広報戦略を基に、社会のニーズやターゲットを踏まえつつ、効果的な情報発信に取り組むとともに、発信内容の充実を図る。
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
Ⅳ 短期借入金の限度額		
Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画		
Ⅵ 剰余金の使途		
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項等		

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

振興会では、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）に基づき文部科学大臣が任命する理事長の下、振興会法に基づき理事長が任命する理事が理事長を補佐し、業務運営を行っています。

業務運営に当たっては、独立行政法人日本学術振興会組織規程（以下「組織規程」という。）に基づき役員会を設置し、経営に関する重要な規則の制定改廃や事業報告等、法人の業務運営及び事業実施に関する重要事項を審議します。

また、通則法に基づき文部科学大臣が任命する監事は、振興会の適正な業務運営を確保するため、振興会の業務執行及び会計経理について監査を行い、監査報告を作成します。毎事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監査報告は、財務諸表に添付し、文部科学大臣に提出します。

さらに、振興会法に基づき、外部有識者 15 人以内で組織する評議員会を設置しています。評議員会は、理事長の諮問により、学術研究の特性を踏まえ、業務運営に関する重要事項について審議します。

【理事長】

理事長は、通則法第 19 条第 1 項の規定に基づき、振興会を代表し、その業務を総理します。

また、理事長は、通則法第 20 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣である文部科学大臣が任命します。

【理事】

理事は、振興会法第 9 条第 1 項の規定に基づき、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理します。

また、理事は、振興会法第 8 条第 2 項の規定に基づき、2 人以内を置くことができ、通則法第 20 条第 4 項の規定に基づき、理事長が任命します。さらに、同条第 5 項の規定に基づき、理事長は、理事を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければなりません。

【役員会】

役員会は、組織規程第 3 条第 1 項の規定に基づき、理事長の職務の遂行を補佐し、業務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事長及び理事で構成する会議として置かれます。

理事長は、同条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる事項について決定しようとするときは、役員会の議を経るものとしています。

- 一 中期計画及び年度計画に関する事項
- 二 業務方法書その他の経営に関する重要な規則（役員の報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員の給与及び退職手当の支給の基準に関するものを含む。）の制定又は改廃に関する事項
- 三 予算の作成及び執行、決算並びに借入金に関する事項
- 四 業務の実績について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 五 振興会法第 15 条各号に掲げる業務の企画、実施計画及び他の機関との取決め等に関する事項
- 六 重要な契約又は訴訟に関する事項
- 七 その他振興会の業務運営に関する重要事項

【監事】

監事は、通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき、振興会の業務を監査します。毎事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監査報告は、通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、振興会が文部科学大臣に提出する財務諸表に添付しなければなりません。

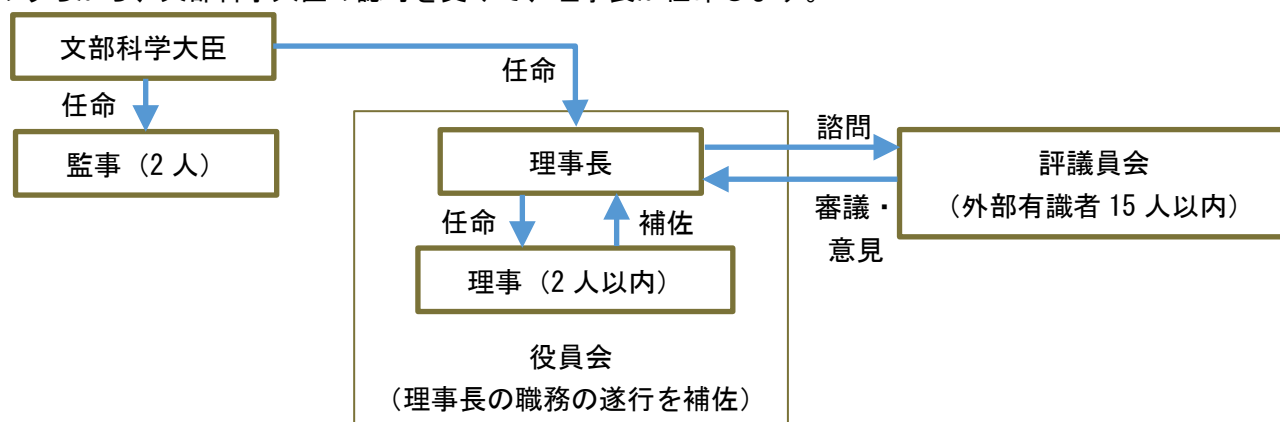
また、監事は、通則法第 20 条第 2 項の規定に基づき、文部科学大臣が任命します。

【評議員会】

評議員会は、振興会法第 13 条第 1 項の規定に基づき置かれ、同条第 3 項の規定に基づき、理事長

の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議します。また、評議員会は、同条第4項の規定に基づき、振興会の業務運営につき、理事長に対して意見を述べることができます。

なお、評議員会は、振興会法第13条第2項の規定に基づき、15人以内の評議員で組織します。評議員は、同法第14条第1項の規定に基づき、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命します。



詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

(https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-official_announcement_keiei/gyomu/gyomu.pdf)

(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

役 職	氏 名	任期及び経歴
理事長	杉野 剛	任期： 令和 4 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 経歴： 昭和 59 年 4 月 文部省採用 平成 15 年 7 月 高等教育局専門教育課長 平成 17 年 7 月 研究振興局学術研究助成課長 平成 18 年 10 月 高等教育局私学行政課長 平成 20 年 7 月 厚生労働省医政局医事課長 平成 22 年 7 月 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長 平成 24 年 9 月 国立教育政策研究所次長 平成 26 年 4 月 (独) 日本学生支援機構理事長代理 平成 27 年 8 月 文部科学省高等教育局私学部長 平成 28 年 6 月 国立教育政策研究所長 平成 29 年 7 月 (独) 国立文化財機構理事 令和 2 年 7 月 文部科学省研究振興局長 令和 3 年 9 月 文部科学省退職 令和 4 年 4 月 (独) 日本学術振興会理事長 令和 5 年 4 月 (独) 日本学術振興会理事長(再任)
理事	大隅 典子 主担当： 人材育成事業及び研究 事業担当	任期： 令和 7 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日 経歴： 平成元年 4 月 東京医科歯科大学顎口腔総合研究施設助手 平成 8 年 11 月 国立精神神経センター・神経研究所室長 平成 10 年 11 月 東北大学大学院医学系研究科教授 平成 18 年 11 月 東北大学総長特別補佐(男女共同参画担当) 平成 20 年 4 月 東北大学ディスティングイッシュトップフェッサー 平成 27 年 4 月 東北大学大学院医学系研究科附属創生応用医学研究センター長 平成 30 年 4 月 東北大学副学長(広報・ダイバーシティ担当)、附属図書館長(令和 7 年 3 月退任) 令和 5 年 7 月 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事(非常勤)(令和 7 年 6 月退任) 令和 7 年 4 月 東北大学経営戦略本部アドバイザー、教育研究評議員 令和 7 年 10 月 (独) 日本学術振興会理事

理事	塩田 剛志 主担当： 経営企画、 総務及び国 際事業担当	任期： 令和 7 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日 経歴： 平成 8 年 4 月 文部省採用 平成 17 年 4 月 九州大学総務課長 平成 22 年 8 月 文部科学省科学技術・学術政策局企画官 平成 26 年 1 月 文部科学省官房会計課副長 平成 31 年 1 月 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官 令和 3 年 10 月 文部科学省科学技術・学術政策局研究開発戦略課長 令和 4 年 7 月 文部科学省高等教育局専門教育課長 令和 5 年 8 月 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局参事官 令和 7 年 10 月 （独）日本学術振興会理事
監事	速水 洋子	任期： 令和 5 年 9 月 1 日～令和 9 事業年度の財務諸表承認日 経歴： 平成 8 年 5 月 京都大学東南アジア研究センター助手採用 平成 10 年 4 月 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科助手 平成 12 年 4 月 京都大学東南アジア研究センター助教授 平成 15 年 4 月 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科兼任 平成 17 年 4 月 京都大学東南アジア研究所教授 平成 30 年 4 月 京都大学東南アジア地域研究研究所所長（令和 4 年 3 月まで） 令和 5 年 9 月 （独）日本学術振興会監事 令和 6 年 3 月 京都大学退職
監事 （非常勤）	米村 郁代	任期： 令和 5 年 9 月 1 日～令和 9 事業年度の財務諸表承認日 経歴： 平成元年 4 月 （株）富士総合研究所（現 みずほリサーチ＆テクノロジーズ（株））採用 平成 7 年 10 月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）採用 令和 4 年 8 月 米村公認会計士事務所所長 令和 5 年 9 月 （独）日本学術振興会監事

※令和 8 (2026) 年 3 月 31 日現在

②会計監査人の名称及び報酬

名称：有限責任監査法人トーマツ

監査証明業務に基づく報酬の額：15.5 百万円（税抜）

(3) 職員の状況

常勤職員は令和 7（2025）年度末現在 182 人（前期末 181 人）であり、平均年齢は 36 歳（前期末 36 歳）となっております。このうち、国・国立大学法人等からの出向者は 71 人、民間からの出向者は 2 人、令和 8（2026）年 3 月 31 日退職者は 32 人です。（常勤職員数には、競争的研究資金による任期付職員 74 人を含む。）

また管理職に占める女性の割合は 46.4%となっています。職員全体に占める女性の割合が全体の半数前後を推移している振興会において、今後もその水準を堅持するよう、女性職員の就業と活躍を後押しする環境の整備とキャリア形成の支援を行うと共に、男女全ての職員の働き方改革として、業務改善、時間外勤務の縮減、休暇の取得促進、勤務時間の割振り設定の柔軟化に取り組んでいます。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

振興会は、土地・建物を保有しておらず、事務室は全て賃貸施設です。

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	676,048,249	0	0	676,048,249
基本金	1,520,000	0	0	1,520,000
資本金及び基本金合計	677,568,249	0	0	677,568,249

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

【一般勘定】

目的積立金の申請及び承認の実績はございません。

前中期目標期間繰越積立金取崩の 179,887 円は、中期計画の積立金の使途において定めた前払費用の支払等に充当するため、令和 5（2023）年 6 月 27 日付けにて文部科学大臣から承認を受けた 91,429,301 円を取り崩したものです。

【学研究助成業務勘定】

目的積立金の申請及び承認の実績はございません。

【地域中核研究大学等強化促進業務勘定】

目的積立金の申請及び承認の実績はございません。

(6) 財源の状況

①財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
運営費交付金	27,554	8.96%
国庫補助金収入	275,133	89.48%
科学研究費補助金	82,624	26.87%
科学技術人材育成費補助金	672	0.22%
国際研究拠点形成促進事業費補助金	628	0.20%
研究拠点形成費等補助金	160	0.05%
大学改革推進等補助金	47	0.02%
国際化拠点整備事業費補助金	54	0.02%
人材育成連携拠点形成費等補助金	31	0.01%
学術研究助成基金補助金	190,916	62.09%
地域中核研究大学等強化促進基金補助金	0	0.00%
事業収入	4,615	1.50%
寄附金事業収入	40	0.01%
産学協力事業収入	49	0.02%
受託事業収入	93	0.03%
合計	307,483	100.00%

(注) 百万円未満を四捨五入しているため合計の数値が一致しないことがあります。

②自己収入に関する説明

法人単位の事業収入は4,615百万円で、その内訳は学術研究助成基金及び地域中核研究大学等強化促進基金の運用に係る受取利息等による資産収入1,085百万円(23.5%)、過年度の学術研究助成基金及び運営費交付金による事業実施機関からの返還による雑収入等3,530百万円(76.5%)となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

①社会への配慮に関する取組

振興会は、研究者の自由な発想に基づく学術研究を、研究者コミュニティや関係機関とも連携しながら、いかなる時代においても安定的・継続的に支援することを目指し、これまでも人文学、社会科学から自然科学まであらゆる分野にわたり、様々なキャリアステージの研究者の支援をしてまいりました。

持続的に学術の振興を図るためには、年齢や性別、分野、機関にかかわらず、知を創造する研究者が、その能力を最大限に発揮できるよう、多様性を確保することが重要です。男女共同参画の観点から、令和5(2023)年度に策定した第5期中期目標期間中の「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」の基本理念等を踏まえ、学術分野における男女共同参画の更なる推進を重要課題と位置付け、より一層研究者の活動を安定的・継続的に支援することに努めております。

具体的には、若手研究者向けの支援事業の応募要件における年齢制限等において、ライフイベントの期間を配慮するなど、研究者のライフイベントとキャリア形成の両立の支援に取り組んできました。

加えて、女性研究者が妊娠中及び出産後の健康を確保しつつ、安心してキャリアを継続できる環境の整備を目的として、「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を実施し、特別研究員または海外特別研究員に採用されている女性研究者に対して、出産を理由として採用を中断する期間のうち、産前6週間から産後8週間までの期間についてキャリア継続支援金の支援を行っています。

また、第5期中期目標期間における評価指標として、「組織運営等に係る委員会における女性委員の割合」を設け、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、「大学の教員に占める女性の割合」として、准教授は27.5%、教授等は20%が成果目標とされていることを踏まえ、30%程度とすることを達成水準としています。令和7（2025）年度は、43.9%となり目標を達成しています。

https://www.jsps.go.jp/j-policy/gender_equality/

<https://cheers.jsps.go.jp/support/>

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めています。

<https://www.jsps.go.jp/file/storage/j->

[official_announcement_kaikeika/keiyaku/choutatsu_other/R7_syogaisya_houshin.pdf.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-official_announcement_kaikeika/keiyaku/choutatsu_other/R7_syogaisya_houshin.pdf.pdf)

さらに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づき、毎年度「中小企業者に関する契約の方針」を定めており、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図ることとしています。

<https://www.jsps.go.jp/file/storage/j->

[official_announcement_kaikeika/keiyaku/choutatsu_other/R7_tyuusyoukigyou_houshin.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-official_announcement_kaikeika/keiyaku/choutatsu_other/R7_tyuusyoukigyou_houshin.pdf)

②環境への配慮に関する取り組み

振興会は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、社会及び環境への配慮の方針として、「日本学術振興会環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定めており、環境物品等の調達の推進を図ることとしています。

<https://www.jsps.go.jp/file/storage/j->

[official_announcement_kaikeika/keiyaku/greenschoutatsu/R7_greenschoutatsu_houshin.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-official_announcement_kaikeika/keiyaku/greenschoutatsu/R7_greenschoutatsu_houshin.pdf)

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、「独立行政法人日本学術振興会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」を定めて公表しています。

<https://warp.ndl.go.jp/web/20250410114518/https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/k>

[koukai/data/onshitsukoukagas_plan.pdf](https://warp.ndl.go.jp/web/20250410114518/https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/koukai/data/onshitsukoukagas_plan.pdf)

さらに、年度計画においては電子申請等の推進を掲げており、研究者からの申請書類を電子申請システムにより受け付ける等、紙資源を節約し環境への配慮に取り組んでいます。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

平成15(2003)年7月に設置した学術システム研究センターは、振興会のシンクタンクであり、振興会が実施する諸事業へ様々な提案・助言を行うとともに、科学研究費助成事業や特別研究員事業等の審査システム・評価関係業務の改善に参画しています。

学術システム研究センターの強みとして、第一線で活躍するトップレベルの現役の研究者がセンター研究員として業務・運営に参画することで、最新の学術研究動向や研究現場の声を事業運営に反映させている点が挙げられます。

また、人文学・社会科学から自然科学まであらゆる分野にわたる9つの専門調査班に、139人の研究員が属しており、多岐にわたる研究者の専門的な視点を事業運営に取り入れている点も特長です。研究員の選考に当たっては、研究員の資質、条件を備えたうえで、国・公・私立大学及び大学共同利

用機関といった組織形態の多様性、地域的多様性、女性研究員の割合等に配慮しており、令和 7(2025)年度の女性研究員の割合は、令和 6(2024)年度 50 人(36%)から 3 人増の 53 人(38%)となっています。139 人の研究員により、約 16 万 5 千人の審査委員候補者データベースから、科学研究費助成事業では約 7,000 人、特別研究員事業では約 1,800 人、学術国際交流事業では約 800 人の審査委員が選考されており、これらの審査委員により各事業の審査が行われています。

さらに、流動性確保のためセンター研究員の任期は 3 年とし、研究者の様々な声を業務に反映させることで、公平で公正な審査・評価の実施に寄与しています。

なお、センター研究員は、審査・採択そのものには関わらないことで、センターの業務は厳正で透明性の高い評価システムとして確立したものとなっています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

役職員の法令等違反行為に関する内部通報窓口及び外部通報窓口の設置、リスクマネジメント委員会の開催等により、業務運営上のリスクの把握と対応を迅速に行う体制を整備、運用しています。このうち外部通報窓口についてはウェブサイトで周知するなど、法令等違反行為を早期に発見・対応する体制を整備しています。

また、独立行政法人日本学術振興会役職員倫理規程、独立行政法人日本学術振興会行動規範を内部サイトに掲載し、役職員に周知しています。加えて、研修を通して内部統制に関する職員の理解の深化を図っています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

業務運営上の課題・リスクとしては、①情報セキュリティインシデントの発生、その発生原因の特定及び被害拡大防止対策の実施に伴う業務停止、②情報セキュリティインシデントに起因する個人情報情報の漏洩、③金券等の不正利用による金融資産毀損が想定されています。

①情報セキュリティインシデントの発生、その発生原因の特定及び被害拡大防止対策の実施に伴う業務停止及び②情報セキュリティインシデントに起因する個人情報の漏洩への対応策

振興会の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査(「ポリシー準拠性監査」を含む。)を実施し、その結果をもとに対策を行いました。情報システム等の調達仕様については、最高情報セキュリティ責任者(CISO)補佐官の助言を受けて情報システム課が全て確認、合議を行っています。これにより、振興会全体としての情報セキュリティレベルの向上と ICT ガバナンスの確保を図っています。

また、情報セキュリティ研修や個人情報保護に関する研修を実施したほか、標的型攻撃メール訓練とフォローアップ研修を実施、業務基盤システムに XDR を整備するなど、情報セキュリティ対策の強化に資する取組を行いました。CISO の下で情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)を常置し、情報セキュリティインシデント対応の強化を図っています。

③金券等の不正利用による金融資産毀損への対応策

不祥事の発生の未然防止のための取組として、金券等の使用取扱基準を整備し、基準に基づき毎年度検査を実施し、適切に管理されていることを確認するとともに、不正利用防止の啓発を図っています。また、職員に対し、使用が見込まれない金券を長期手許保管しないことや、施錠できる場所に保管すること等、金券等の管理に関する意識の向上を図っています。

詳細につきましては、[業務実績等報告書](#)及び[業務方法書](#)等をご覧ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

振興会についてのご理解とその評価に資するため、主な事業のスキームをお示しします。

JSPSの第5期中期目標・中期計画

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

I 政策体系における法人の位置付け及び役割	
II 中期目標期間 (R5.4.1～R10.3.31)	主な事業
III 国民に対して提供する業務の質の向上に関する事項	
1 多様で厚みのある知の創造	科学研究費助成事業、課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業、人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業等 など
2 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	特別研究員制度、卓越研究員事業、海外特別研究員事業、若手研究者海外挑戦プログラム、ノーベル・プライズ・ダイアログ、HOPEミーティング、FoSシンポジウム、日本学術振興会員、日本学術振興会 育志員、国際生物学賞 など
3 大学等における研究基盤等の強化	世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)、卓越大学院プログラム、知識集約型社会を支える人材育成事業、地域活性化人材育成事業、デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業、大学の世界展開力強化事業、大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業、未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業 など
4 国際研究ネットワークの強化	学術国際交流の基盤の強化、研究者ネットワークの形成・強化、海外研究連絡センター、研究拠点形成事業、二国間交流事業、国際共同研究事業、外国人研究者招へい事業 など
5 学術振興のための支援基盤の強化	評議員会、学術システム研究センター、男女共同参画推進、学術情報企画室、広報活動、学術の社会的協力連携・推進事業、研究公正推進事業
IV 業務運営の効率化に関する事項	
V 財務内容の改善に関する事項	
VI その他業務運営に関する重要事項	

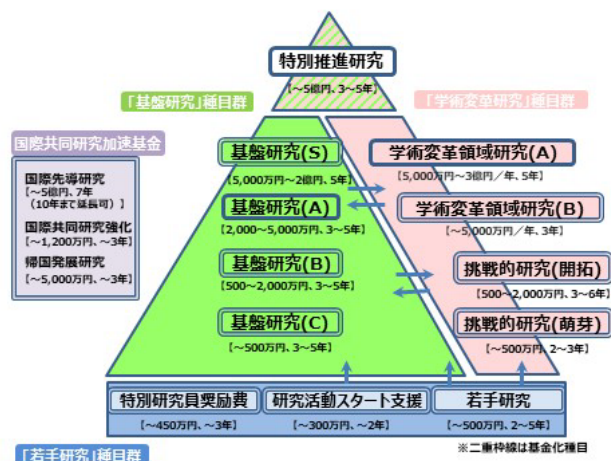
科学研究費助成事業(科研費)の概要

- ◇ 科学研究費助成事業(科研費)は、**人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格別に発展させることを目的とする「競争的研究費」であり、ピアレビューにより、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。**
- ◇ 大学等の研究者に対し広く公募の上、応募課題について複数の研究者(約7,000人)が審査するピアレビュー(研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者による審査)により厳正に審査を行い、研究費を支給
- ◇ 予算規模は2,679億円(令和7(2025)年度予算(補正予算額 300億円を含む))
- ◇ 科研費全体で ・ 新規応募約9.5万件に対し、採択は約2.6万件
・ 継続課題と併せて、年間約8万件の研究課題を支援(令和7(2025)年度)

科研費の位置付け



科研費の各研究種目の役割及び全体構成等



【知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成】

日本学術振興会の人材育成事業

～優れた研究者の養成・確保～



- 若手研究者が国内外で自立して研究に専念し、世界トップレベルを目指せるよう支援しています

世界トップレベル



日本学術振興会賞 (平成16年度創設)
人文学、社会科学及び自然科学の全分野を対象として優れた若手研究者(原則45才未満)を顕彰(授賞25名以内。受賞者には副賞として研究奨励金110万円を贈呈。)

海外特別研究員
若手研究者を海外の優れた大学等研究機関に2年間派遣
往復航空券、滞在費・研究活動費(派遣都市・国によって異なる。年額約520万円～800万円)

特別研究員
我が国の研究者養成の中核を担う制度。優秀な若手研究者を特別研究員に採用し、自由な環境で自立した研究が行えるよう、研究奨励金 支給(※1)及び科研費(特別研究員奨励費)を交付
CPD: PDの新規採用者の中から、海外の大学等研究機関で3年以上研究に専念することを希望する者を支援
研究奨励金 535万円/年、科研費 1500万円(※2)、往復航空券
PD: 研究奨励金 434万円/年、科研費 450万円(※2)
RPD: 出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう支援
研究奨励金 434万円/年、科研費 450万円(※2)
DC: 研究奨励金 240～276万円/年(※3、4)、科研費 450万円(※2)
令和6年度分より新規採用無し

日本学術振興会 育志(いくし)賞 (平成22年度創設)
人文学、社会科学及び自然科学の全分野を対象として優秀な大学院博士課程学生(34才未満)を顕彰(授賞16名程度。受賞者には副賞として学業奨励金110万円を贈呈。)

※1 令和5年度に創設された「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により受入研究機関がPD・RPD・CPDを雇用する場合は、当該機関に「若手研究者雇用支援金」(PD等の研究奨励金相当額)が交付される。当該事業により雇用されるPD・RPD・CPDについては当該機関から給与が支給されるため、研究奨励金の支給なし。
※2 令和5年度より科研費(特別研究員奨励費)を基金化したことに伴い、研究期間により応募総額が異なる(応募区分がB区分かつ研究期間が3年の場合は450万円以下、CPDで研究期間が5年の場合は1500万円以下)。また、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により受入研究機関に雇用されるPD・RPD・CPDには、「科研費特別研究員奨励費(雇用PD等)」が追加交付される。
※3 令和6年度より、DC最終年度在籍者のうち、採用期間中に優れた研究成果を上げ、更なる進捗が期待される者に対し、研究奨励金特別手当(月額3万円)を支給。
※4 令和8年度採用者は研究奨励金単価増により、年額272万円

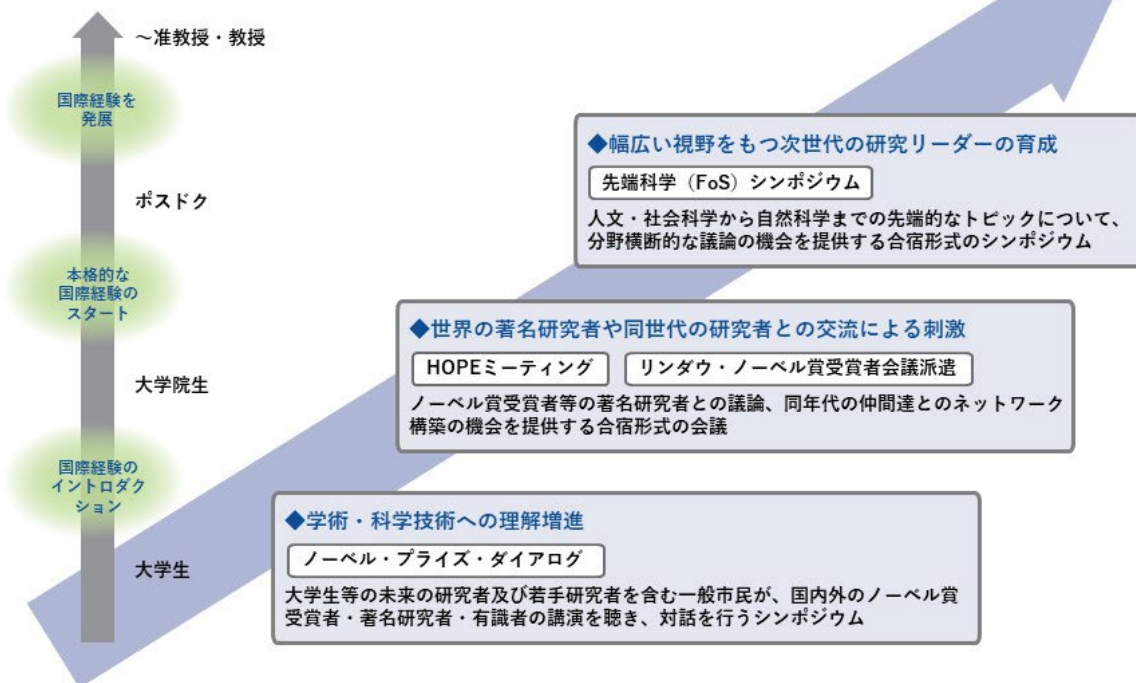


1

若手研究者への国際的な研さん機会の提供



【対象・レベル】



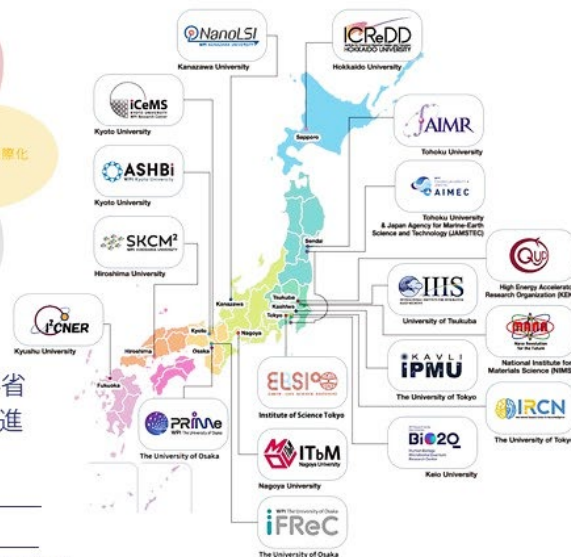
【大学等における研究基盤等の強化】



世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)

高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る国際研究拠点の充実・強化を図るため、文部科学省の補助事業として支援を実施。

- 世界を先導する卓越研究と国際的地位の確立**
 - 世界最高水準の研究成果
 - 分野融合性と多様性による学問の最先端の開拓
- 国際的な研究環境と組織改革**
 - 研究力向上のための国際的頭脳循環の達成
 - 分野や組織を超えた能力向上
 - 効果的・積極的かつ機動的な組織運営
- 次代を先導する価値創造**
 - 基礎研究の社会的意義・価値
 - 次代の人材育成：高等教育段階からその後の職業人生まで
 - 内製化を見据えた拠点運営、拠点形成後の持続的発展



JSPSは「国際研究拠点形成総合支援事業」として文部科学省から補助金を受け(R4-13の10年間)、WPIの審査・評価・進捗管理業務と成果の最大化に向けた活動の支援を実施。

対 象	国公立大学、研究機関
支援規模	最大7億円/年×10年(Multiple Host WPIは最大10億円/年)
拠点規模	70～100人程度以上(世界トップレベルPIが7～10人程度以上)

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 (Program for Forming Japan's Peak Research Universities : J-PEAKS)

令和4年度第2次補正予算額 1,498億円



背景・課題

- 近年、我が国の研究力の低下が指摘されている中、**日本全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のため**には、大学ファンドによる国際卓越研究大学と、**地域中核・特色ある研究大学*が共に発展するスキームの構築が必要不可欠**
- * ①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能：これらのいずれか又は組み合わせた機能を有する大学
- そのため、地域中核・特色ある研究大学が、特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決を図っていくよう、特定分野の強みを核に大学の活動を拡張させるとともに、大学間での効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要

事業内容

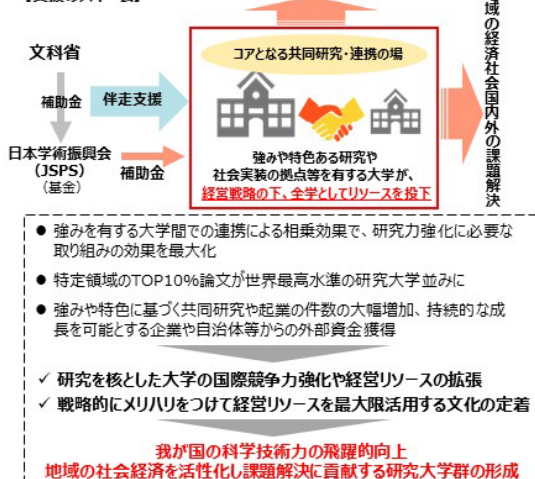
研究力の飛躍的向上に向けて、**各大学が10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下**、大学間での連携*も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった**環境構築の取組を支援**

* 連携を行うことが目的ではなく、学内に不足するリソースや課題を戦略的に補完するために連携

【事業概要】

- 事業実施期間：令和5年度～（5年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：25件（令和5年度採択：12件、令和6年度採択：13件）
- 支援対象：
 - 強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点（WPIやCOI-NEXT等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）等を有する国公立大学のうち、研究力の向上戦略を構築した上で、**全学としてリソースを投下する大学**
 - ※ 5年度目を目的に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文部科学省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目標）
- 支援内容：5年間、基金により継続的に支援 最大55億円程度
 - A) 戦略的実行経費（最大25億円程度（5億円程度/年）/件）
 - 研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の件数、調査その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費
 - B) 研究設備等整備経費（最大30億円程度/件）
 - 研究機器購入費、研究・事務DX、研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費等

【支援のスキーム】



大学教育改革及び大学のグローバル化を支援する国の助成事業一覧

- ・全事業について、学振に委員会を設置し、公平・公正な審査・評価を実施。
- ・採択・選定件数及び申請件数は令和7年度までの件数。

事業名	内容	件数
		令和7年度まで
卓越大学院プログラム (H30～R6年度、R1～R7年度、R2～R8年度)	各大学が自身の強みを核に、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、高度な「知のプロフェッショナル」すなわち、あらゆるセクターを牽引する博士人材を育成するとともに、持続的に人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される拠点を創出することで、我が国の大学院全体の改革を推進する。 ⇒ 大学院改革の推進	採択30件 (申請140件) ※支援終了分含む
知識集約型社会を支える 人材育成事業 (メニューⅠ、Ⅱ：R2～R6年度、 メニューⅢ：R3～R6年度)	今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、産業界や地方自治体等の社会との協働により、新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する大学の取組を支援。 ⇒ 幅広い教養と深い専門性を両立した人材の育成 新たな教育プログラムの成果を大学全体に浸透、社会を巻き込んだ不断の教育改革の推進	<メニューⅠ、 メニューⅡ> 採択6件 (申請23件) <メニューⅢ> 採択3件 (申請6件)
地域活性化人材育成事業 ～SPARC～ (R4～R9年度)	大学等が地域の中核として機能していくため、地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域が真に求める人材を育成する機関に転換することを目指す事業であり、大学等連携推進法人制度を活用し、各大学において文理横断型の教育を基盤とした学位プログラムを構築する、複数大学連携による学士課程等での取組を支援。 ⇒ 高度な地域連携と教育改革を両輪で推進 地域と大学等が一体となり分野横断的に課題解決に挑む地域人材の育成	採択6件 (申請9件)
デジタルと掛けるダブルメジャー大 学院教育構築事業～Xプログラム ～ (R4～R9年度、R6～R11年度)	データサイエンス・コンピュータサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラム等を設定し、人文社会科学系分野の大学院において、データサイエンス・コンピュータサイエンスの素養を持った人材を育成する。 ⇒ デジタルの素養を持ち合わせたダブルメジャー修士・博士の育成	採択9件 (申請13件)

大学教育改革及び大学のグローバル化を支援する国の助成事業一覧(続き)

- ・全事業について、学振に委員会を設置し、公平・公正な審査・評価を実施。
- ・採択・選定件数及び申請件数は令和7年度までの件数。

事業名	内容	件数
		令和7年度まで
人文・社会科学系ネットワーク型 大学院構築事業 (R5～R10年度、R6～R11年度)	国内の複数大学院や海外大学院、産業界・国際関係機関等との連携による、ネットワーク型の教育研究指導やキャリア支援を通じて、社会の期待に応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援する。 ⇒ 人文科学・社会科学系高度人材養成モデルの構築	採択9件 (申請20件)
大学の世界展開力強化事業 (H23～27年度※、H24～28年度※、H25～29 年度※、H26～30年度※、H27～31年度※、H 28～R2年度※、H29～R3年度※、H30～R4年 度※、R1～R5年度※、R2～R6年度※、R3～ R7年度、R4～R8年度、R5～R9年度、R5年度 (補正予算事業)※、R6～R10年度、R7～R11 年度 ※支援終了)	国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指し、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行うアジア・米国・欧州等の大学との国際教育連携を行う取組を支援する。 ⇒ 教育プログラムの国際化と学生交流の推進	採択205件 (申請672件) ※支援終了分含む ※採択後の辞退含む
大学の国際化によるソーシャルイ ンパクト創出支援事業 (R6～R12年度)	国内外での国際的な共修のための体制の構築等を通じ、更なる大学の国際化の推進、日本人留学生の派遣、優秀な外国人留学生の受入れ・定着それぞれが相互に作用する好循環の創出を行う。 ⇒ 大学における多文化共修のための体制構築	採択13件 (申請23件)
未来を先導する世界トップレベル 大学院教育拠点創出事業 (R7～R13年度)	「徹底した国際拠点形成(国際化)」と「徹底した産学連携教育」の実施を通じて、豊かな学識と国際性、高度な実践性を身に付けた博士人材を育成する機能を高めるとともに、組織内の資源配分の見直し等を支援する。 ⇒ 質の高い博士人材の増加を図る大学院教育拠点の形成	採択6件 (申請28件)

【国際研究ネットワークの強化】

諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進 研究拠点の形成支援

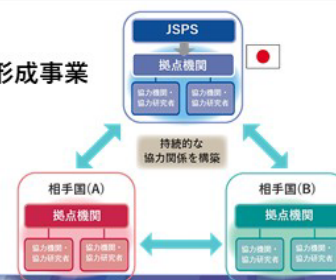


事業名		概要
二国間交流事業		我が国の研究者が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナー等を支援。諸外国の学術振興機関との見書等に基づくものと我が国と国交のある全ての国を対象として行うものがある。 ①共同研究・セミナー ②研究者交流
国際共同研究事業		海外の学術振興機関との連携のもと、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究・人的交流を支援
研究拠点形成事業	A. 先端拠点形成型	世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援 【対象国】我が国と国交のある2か国以上 【募集分野】全分野
	B. アジア・アフリカ学術基盤形成型	アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援 【対象国】アジア・アフリカ諸国2か国以上 【募集分野】全分野
日中韓フォーサイト事業		日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援 【対象国】韓国・中国 【募集分野】3か国の機関長が重要と認めるテーマ（毎年異なる）

国際共同研究事業



研究拠点形成事業



外国人研究者の招へい（人物交流課）



特徴

1. 分野・国籍を問わず、研究計画の学術的価値を重視
2. キャリアステージ・招へい目的に合わせた多様なプログラム
3. 年複数回の申請機会
4. 長期滞在者に対する日本での生活支援

研究者のキャリアステージ

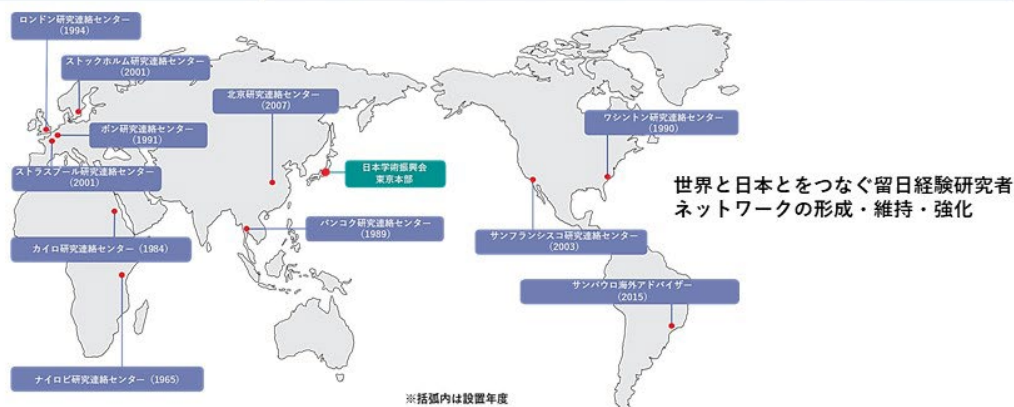
博士号取得前後 博士号取得後 助教 准教授 教授

外国人研究者招へい事業 (外国人特別研究員)					外国人研究者招へい事業 (外国人招へい研究者)					
サマー・プログラム 夏期2か月 約100名（推薦のみ）					長期 2か月以上10か月以内 約60名（公募のみ）					
欧米短期 1か月以上12か月以内 約140名（推薦・公募）					短期 14日以上60日以内 約160名（公募のみ）					
ASEAN/アフリカ短期 1か月以上12か月以内 約15名（推薦のみ）					意見交換・講演					
共同研究					共同研究					
一般 12か月以上24か月以内 約380名（推薦・公募）										
交流実績	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
外国人特別研究員	1,162	1,126	1,142	1,150	1,083	757	714	1,143	1,028	997
外国人招へい研究者	360	356	307	261	236	44	56	384	232	240

学術国際交流の基盤・ネットワークの強化

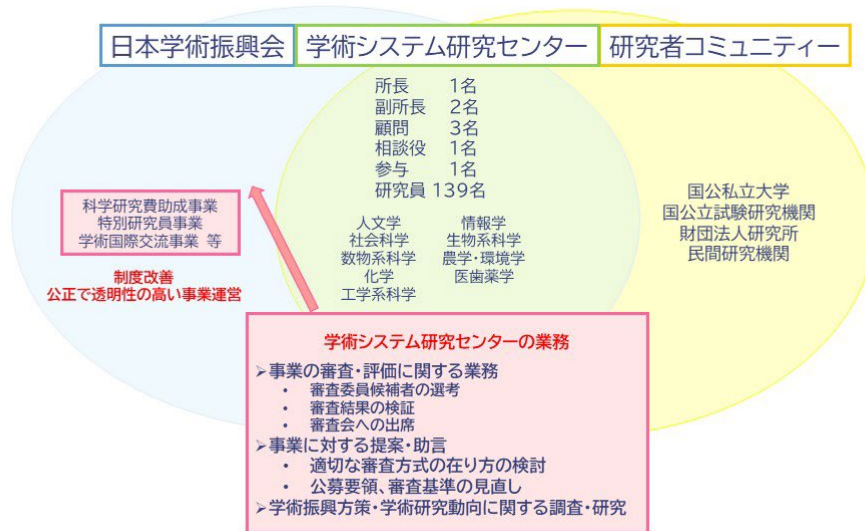


事業名	概要
海外研究者コミュニティ（同窓会）形成支援	フェローシップ採用期間終了後も外国人研究者間のネットワークを継続できるよう、事業経験者による研究者コミュニティのフォローアップ活動を支援。
JSPS Researchers Network(JSPS-Net)	研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービス。 海外において活躍する日本人研究者等のネットワーク、JSPS事業経験者を中心とした研究者コミュニティの形成を支援。
海外研究連絡センター	9か国10か所の海外研究連絡センター等を通して、海外の学術振興機関等との連携やシンポジウムの開催、本会事業経験者や在外日本人研究者の現地でのコミュニティ形成等、日本の研究者や大学等研究機関の国際展開を現地に支援。
諸外国の学術振興機関との連携	諸外国の学術振興機関、振興会事業を経験した外国人研究者、振興会の海外研究連絡センターなど、国際研究支援のための多様なネットワークの形成に取り組んでいる。



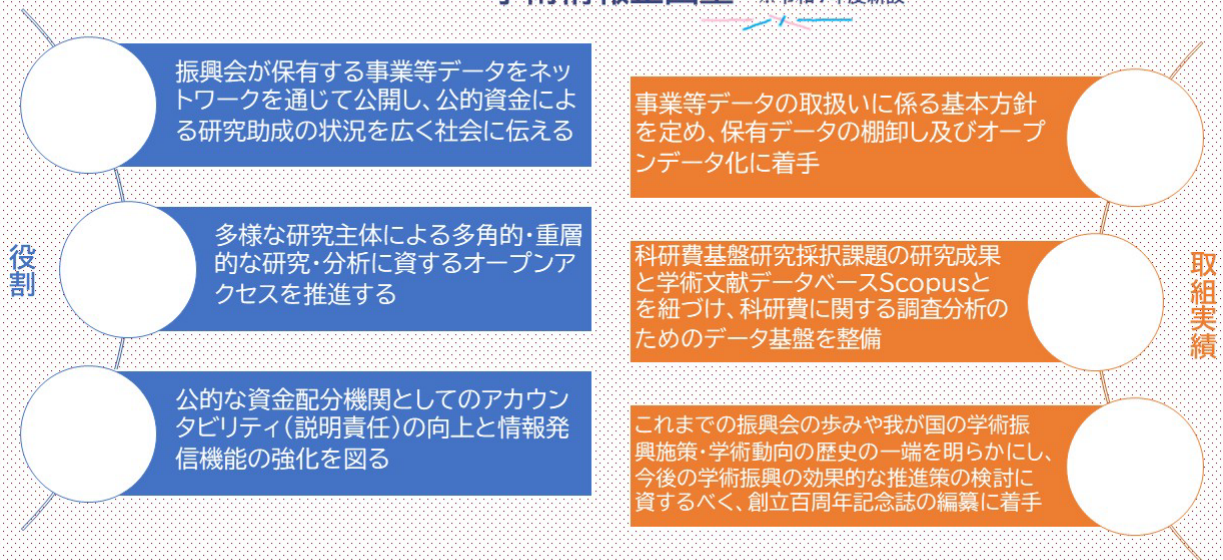
学術システム研究センターの役割

～公正で透明性の高い審査・評価制度、制度改善に向けた研究者コミュニティとの橋渡し～



JSPS

学術情報企画室 ※令和7年度新設



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評価	行政コスト
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1. 多様で厚みのある知の創造	S	242,775
2. 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	S	18,742
3. 大学等における研究基盤等の強化	A	45,161
4. 国際研究ネットワークの強化	A	6,478
5. 学術振興のための支援基盤の強化	A	1,369
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項	A	623
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	A	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項	B	
合計		315,149

※百万円未満を四捨五入しているため合計の数値が一致しないことがあります。

(注) 評価の説明

- S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満）。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価	A	A	—	—	—

(注) 評価の説明

- S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

11. 予算と決算との対比

【法人単位】

(単位：百万円)

区分	令和 7 年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	27,352	27,554	
国庫補助金収入	239,436	275,133	
科学研究費補助金	76,939	82,624	
科学技術人材育成費補助金	745	672	
国際研究拠点形成促進事業費補助金	548	628	※1
研究拠点形成費等補助金	160	160	
大学改革推進等補助金	47	47	
国際化拠点整備事業費補助金	54	54	
人材育成連携拠点形成費等補助金	31	31	
学術研究助成基金補助金	160,911	190,916	※2
地域中核研究大学等強化促進基金補助金	0	0	
事業収入	1,929	4,615	※3
寄附金事業収入	23	40	※4
産学協力事業収入	57	49	※5
受託事業収入	12	93	※6
計	268,810	307,483	
支出			
一般管理費	3,682	2,312	
人件費	759	1,000	※7
物件費	2,924	1,312	※8
事業費	26,969	26,733	
人件費	516	551	
物件費	26,453	26,182	
科学研究費補助事業費	76,939	76,512	
科学技術人材育成費補助事業費	745	430	※9
国際研究拠点形成促進補助事業費	548	618	※10
研究拠点形成費等補助事業費	160	104	※8
大学改革推進等補助事業費	47	25	※8
国際化拠点整備補助事業費	54	50	
人材育成連携拠点形成費等補助事業費	31	29	
学術研究助成事業費	165,833	164,474	
地域中核研究大学等強化促進事業費	43,690	43,600	
寄附金事業費	23	30	※10
産学協力事業費	57	52	※9
受託事業費	12	17	※10
計	318,792	314,987	

(注) 決算額の数値は、区分ごとに百万円未満を四捨五入しているため合計の数値が一致しないことがあります。

※1 計画に対して、当該補助金について受けた交付額が増加したためであります。

※2 計画に対して、国庫補助金の受入額が増加したためであります。

※3 計画に対して、過去に交付した助成金の戻入等が増加したためであります。

※4 計画に対して、受入寄附金が増加したためであります。
 ※5 計画に対して、産学協力事業収入が減少したためであります。
 ※6 計画に対して、受託事業収入が増加したためであります。
 ※7 計画に対して、人件費支出が増加したためであります。
 ※8 計画に対して、効率的に事業を実施して物件費支出が減少したためであります。
 ※9 計画に対して、効率的に事業を実施したためであります。
 ※10 計画に対して、突発的な支出が行われたためであります。
 詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表

(https://www.jsps.go.jp/j-official_announcement/finance.html)

(単位：円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	278,841,440,035	流動負債	149,825,628,989
現金及び預金	235,035,159,488	運営費交付金債務	735,801,892
有価証券	38,200,000,000	預り補助金等	140,905,107,131
前払費用	92,208,657	預り寄附金	167,603
未収収益	147,754,885	未払金	6,982,344,840
未収金	5,231,240,536	未払消費税	1,128,000
賞与引当金見返	135,076,469	預り金	777,355,186
		引当金	
固定資産	52,233,809,533	賞与引当金	144,717,380
有形固定資産	409,775,394	リース債務	279,006,957
無形固定資産	2,866,068,261		
投資その他の資産	48,957,965,878	固定負債	180,043,780,285
		資産見返負債	2,887,982,353
		資産見返運営費交付金	1,132,056,991
		資産見返補助金等	1,755,746,487
		資産見返寄附金	178,875
		長期預り補助金等	175,735,533,766
		長期預り寄附金	522,194,406
		引当金	
		退職給付引当金	549,962,900
		長期リース債務	348,106,860
		負債合計	329,869,409,274
		純資産の部	
		資本金及び基本金	677,568,249
		政府出資金	676,048,249
		基本金	1,520,000
		資本剰余金	△ 451,691,686
		資本剰余金	10,039,542
		その他行政コスト累計額	△ 461,731,228
		減価償却相当累計額	△ 8,156,682
		減損損失相当累計額	△ 1,713,600
		除売却差額相当累計額	△ 451,860,946
		利益剰余金	979,963,731
		純資産合計	1,205,840,294
資産合計	331,075,249,568	負債純資産合計	331,075,249,568

(2) 行政コスト計算書

(https://www.jsps.go.jp/j-official_announcement/finance.html)

(単位：円)

	金額
I 損益計算書上の費用	315,148,879,459
業務費	312,765,314,675
一般管理費	2,166,939,391
財務費用	14,302,991
雑損	1,225,973
臨時損失	201,026,429
法人税、住民税及び事業税	70,000
II その他行政コスト	0
減価償却相当額	0
減損損失相当額	0
除売却差額相当額	0
III 行政コスト	315,148,879,459

(3) 損益計算書

(https://www.jsps.go.jp/j-official_announcement/finance.html)

(単位：円)

	金額
経常費用(A)	314,947,783,030
業務費	312,765,314,675
人件費	1,323,061,769
科学研究費補助金	75,309,383,681
科学技術人材育成費補助金	385,682,876
学術研究助成基金助成金	164,474,260,905
地域中核研究大学等強化促進基金助成金	43,600,000,000
特別研究員奨励金	11,502,406,870
若手研究者雇用支援金	2,724,176,112
外国人研究者受入支援金	2,938,381,621
海外派遣研究者支援金	2,740,469,026
研究者国際交流支援金	2,081,473,175
その他研究者支援金	92,143,062
賃借料	555,970,737
諸謝金等	685,690,627
業務委託費	883,578,667
旅費交通費	666,851,053
委託調査研究費	884,266,200
減価償却費	1,175,740,517
その他業務費	741,777,777
一般管理費	2,166,939,391
人件費	943,912,339
賃借料	218,319,253
諸謝金等	392,988,771
業務委託費	206,256,718
旅費交通費	56,887,259
減価償却費	149,843,706
その他一般管理費	198,731,345

財務費用	14,302,991
支払利息	14,302,991
雑損	1,225,973
経常収益(B)	315,139,291,594
運営費交付金収益	26,694,125,422
受託収入	92,727,200
政府等受託収入	0
その他の受託収入	92,727,200
補助金等収益	282,262,814,367
寄附金収益	79,000,669
賞与引当金見返に係る収益	135,076,469
退職給付引当金見返に係る収益	40,821,644
資産見返運営費交付金戻入	329,959,246
資産見返補助金等戻入	718,890,814
資産見返寄附金戻入	229,842
財務収益	1,253,058,493
受取利息	670,315,132
有価証券利息	580,926,412
為替差益	1,816,949
雑益	3,532,587,428
臨時損失	201,026,429
固定資産除却損	78,011
その他臨時損失	200,948,418
税引前当期純損失	9,517,865
法人税、住民税及び事業税(C)	70,000
当期純損失(F=(B-A-C))	9,587,865
前中期目標期間繰越積立金取崩額	179,887
当期総損失	9,407,978

(4) 純資産変動計算書

(https://www.jsps.go.jp/j-official_announcement/finance.html)

(単位：円)

	資本金及び基本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	677,568,249	△ 451,691,686	989,551,596	1,215,428,159
当期変動額	0	0	0	0
その他行政コスト	0	0	0	0
当期総損失	0	0	9,407,978	9,407,978
その他	0	0	△ 179,887	△ 179,887
当期末残高	677,568,249	△ 451,691,686	979,963,731	1,205,840,294

(5) キャッシュ・フロー計算書

(https://www.jsps.go.jp/j-official_announcement/finance.html)

(単位：円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 13,065,930,992
人件費支出	△ 2,152,417,397
科学研究費補助金支出	△ 74,773,488,786
科学技術人材育成費補助金支出	△ 385,682,876
学術研究助成基金助成金支出	△ 164,430,508,135
地域中核研究大学等強化促進基金助成金支出	△ 43,600,000,000
研究支援金支出	△ 23,040,566,076
その他の業務支出	△ 4,578,083,801
運営費交付金収入	27,352,191,000
補助金等収入	275,133,062,313
補助金等の精算による返還金の収入	712,001,454
補助金等の精算による返還金の支出	△ 8,220,829,481
寄附金収入	86,922,282
受託収入	101,216,967
政府等受託収入	8,489,767
その他の受託収入	92,727,200
その他の収入	3,553,666,534
利息の受取額	1,191,430,301
利息の支払額	△ 14,705,291
法人税等の支払額	△ 140,000
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	26,851,589,083
定期預金の預入による支出	△ 30,000,000,000
定期預金の払戻による収入	47,800,000,000
有価証券の取得による支出	△ 48,000,000,000
有価証券の償還による収入	58,200,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 1,149,766,474
敷金・保証金の差入による支出	△ 3,491,837
敷金・保証金の返還による収入	4,847,394
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 274,793,215
リース債務の返済による支出	△ 274,793,215
IV 資金に係る換算差額 (D)	1,816,949
V 資金増加/減少額 (E=A+B+C+D)	13,512,681,825
VI 資金期首残高 (F)	221,522,477,663
VII 資金期末残高 (E+F)	235,035,159,488

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末における資産は、331,075,249,568 円と、前年度末比 15,160,258,190 円減 (4.4%減) となっています。これは J-PEAKS において事業進捗に伴い支出額が増加した結果、取崩型である地域中核研究大学等強化促進基金の「現金及び預金」が前年度末比で 18,719,995,767 円減少したことが主要因として挙げられます。

負債合計は 329,869,409,274 円と、前年度末比 15,150,670,325 円減 (4.4%減) となっています。これは J-PEAKS において事業進捗に伴い地域中核研究大学等強化促進基金の「預り補助金等」及び「長期預り補助金等」の合計額が前年度末比で 43,746,300,375 円減少したことが主要因として挙げられます。

令和7（2025）年度末の利益剰余金は979,963,731円と、前年度末比9,587,865円減（1.0%減）となっています。

これは当期総損失（9,407,978円）による減少が要因です。

（2）行政コスト計算書

当事業年度の損益計算書上の費用は315,148,879,459円と、前年度比18,832,109,011円増（6.4%増）となっています。その他行政コストが0円のため主な要因は次の（3）損益計算書において説明します。

（3）損益計算書

当事業年度の経常費用は314,947,783,030円と、前年度比18,631,082,582円増（6.3%増）となっています。これは、J-PEAKSにおいて事業進捗に伴い「地域中核研究大学等強化促進基金助成金」が前年度比で18,648,000,000円増加したことが主な要因として挙げられます。

経常収益は315,139,291,594円と、前年度比18,661,553,170円増（6.3%増）となっています。これは、J-PEAKSにおいて事業進捗に伴い「補助金等収益」が前年度末比で18,823,539,119円増加したことが主な要因として挙げられます。

当期総損失は9,407,978円で、過年度会計処理の修正等に伴う臨時損失が200,948,418円発生した結果であり、前年度比170,572,194円の総利益の減となっています。利益剰余金の発生は経営努力によるものではないため、目的積立金の申請は行いません。

（4）純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、当期総損失が9,407,978円発生した結果1,205,840,294円となりました。

（5）キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、△13,065,930,992円と、前年度比4,925,005,554円減（27.4%減）となっています。これは、科研費の基金化に伴い学術研究助成基金追加造成分の補助金等収入が増加したことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは26,851,589,083円と、前年度比66,777,328,076円の収入の増に伴うキャッシュの増を計上しております。

財務活動によるキャッシュ・フローは△274,793,215円と、前年度比1,082,109円の支出の増（0.4%増）に伴うキャッシュの減を計上しております。

14. 内部統制の運用に関する情報

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため「独立行政法人日本学術振興会内部統制の推進に関する規程」の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底しています。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行っています。

○内部統制の運用

独立行政法人日本学術振興会組織規程及び独立行政法人日本学術振興会事務分掌に基づき、各組織の権限及び責任を明確にしており、適時これらの規定を改正しています。また、業務の実施においては、独立行政法人日本学術振興会文書決裁規程により定められた承認プロセスに従っています。

役員会の資料と議事要録は内部共有フォルダに保存され、全役職員が閲覧できるようにしています。また、役員及び課長級以上の幹部職員が情報共有と意見交換を行う場として毎週月曜日に会議（月曜会）を開催するとともに、年初及び年度初め等に全役職員を対象として、業務運営における理念や方針などにつき、理事長から訓示を行う場を設けています。

○運用資金の管理

資金の運用方法については、独立行政法人通則法第 47 条第 1 号及び独立行政法人日本学術振興会法第 18 条第 3 項並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 27 条の 2 第 3 項に基づき、満期保有目的の債券を購入しています。また、通則法第 47 条に規定する金融機関への預金も行っており、その管理は適切です。

【学術研究助成業務勘定】

学術研究助成基金から交付する助成金の支払計画を踏まえ、支払い時期が到来するまでの間に資金を運用し、生じた利子（令和 7（2025）年度利息の受取額：780 百万円）を基金に充てることにより、有効に管理しています。

基金の運用責任者は理事長であり、運用業務は総務部長が行い、運用業務に係る事務は会計課長が行うことが基金管理委員会規程等で定められており、適切な運用体制を構築しています。

【地域中核研究大学等強化促進業務勘定】

地域中核研究大学等強化促進基金から交付する助成金の支払計画を踏まえ、支払い時期が到来するまでの間に資金を運用し、生じた利子（令和 7（2025）年度利息の受取額：159 百万円）を基金に充てることにより有効に管理することとしています。

基金の運用責任者は理事長であり、運用業務は総務部長が行い、運用業務に係る事務は会計課長が行うことが基金管理委員会規程等で定められており、適切な運用体制を構築しています。

○内部監査・監事監査

令和 7（2025）年度内部監査計画書における、内部統制の整備及び運用状況について監査を実施しました。

令和 7（2025）年度監事監査計画書に基づき、業務運営、予算・決算及び組織・人員に対して、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているか等の監査を実施しました。

監事と内部監査部門である監査・研究公正室と会計監査人は連携して監査を実施しました。

○入札及び契約に関する事項

監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を 2 回開催し、前年度の契約状況の点検を行うとともに、令和 7（2025）年度調達合理化計画（案）の審議を行い決定しました。

「令和 7 年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」に基づき、調達に関するガバナンスの徹底に資する取組を実施しました。

○予算の適正な配分

運営費交付金の予算配分については、役員会において決定した事業の採用計画に基づいた配分を行っています。また、財務会計システム等により予算の執行状況を確認し、予算の執行状況を踏まえた修正を 9 月と 12 月の役員会において行っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 7 年 12 月	財団法人日本学術振興会創設【昭和天皇からの御下賜金により創設】
昭和 42 年 9 月	特殊法人日本学術振興会設立
平成 15 年 10 月	独立行政法人日本学術振興会設立

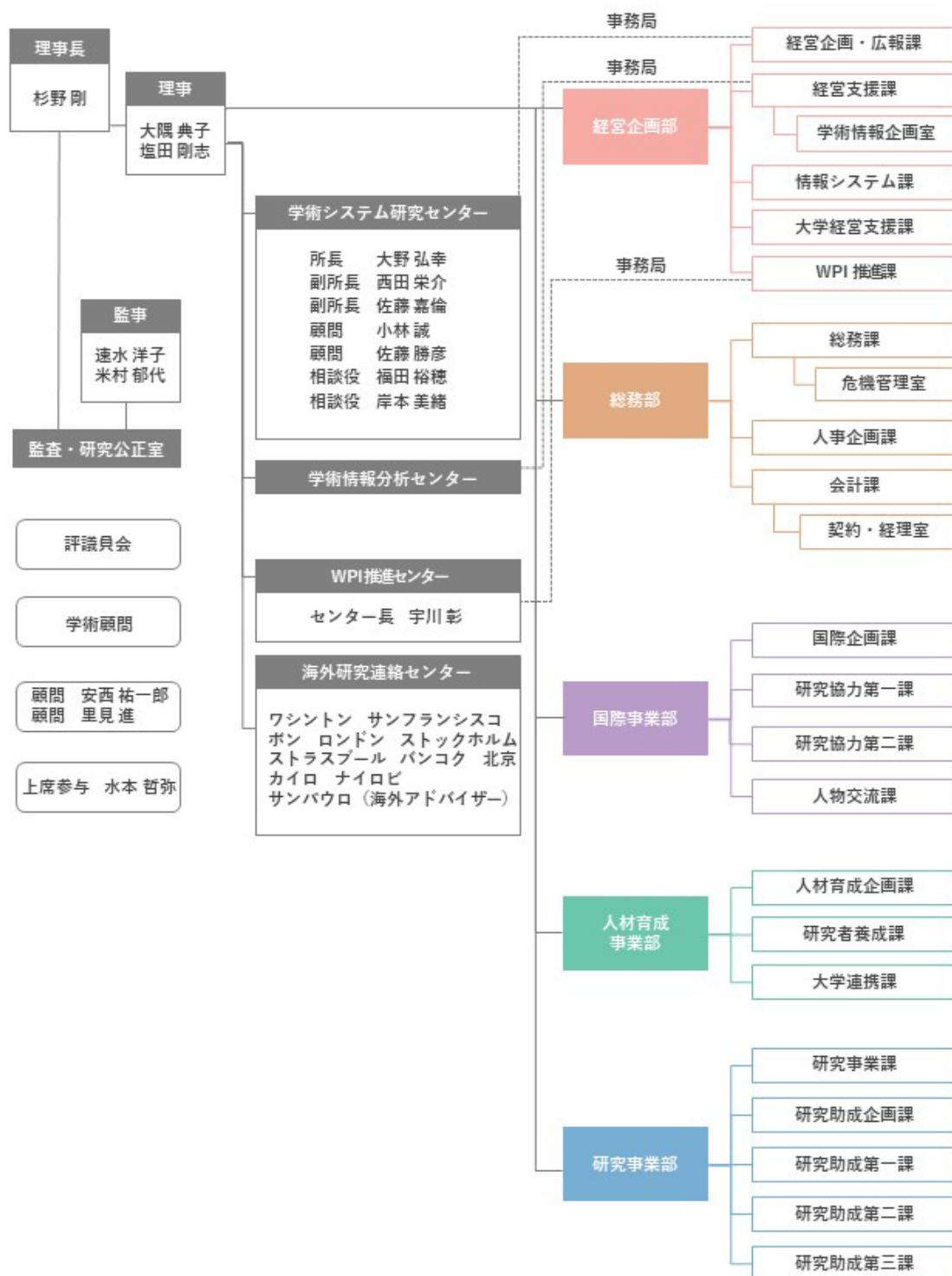
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号、一部改正：平成 30 年法律第 94 号）

(3) 主務大臣（主務省所管課）

文部科学大臣（文部科学省研究振興局学術研究推進課）

(4) 組織図



(令和 8 (2026) 年 3 月 31 日現在)

(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本部事務所 東京都千代田区麹町 5-3-1

海外研究連絡センター

- ① ワシントン研究連絡センター（米国）
2001 L Street N.W., Suite 1050, Washington D.C. 20036, U.S.A
- ② サンフランシスコ研究連絡センター（米国）
1936 University Avenue, The PROMENADE Suite 250, Berkeley, CA 94704, U.S.A
- ③ ボン研究連絡センター（ドイツ）
Wissenschaftszentrum, Ahrstr. 58, 53175, Bonn, GERMANY
- ④ ロンドン研究連絡センター（英国）
14 Stephenson Way, London NW1 2HD, UK

- ⑤ スtockホルム研究連絡センター（スウェーデン）
Blombäcks väg 3, 171 65 Solna, SWEDEN
 - ⑥ ストラスブール研究連絡センター（フランス）
42a, avenue de la Forêt-Noire, 67000 Strasbourg, FRANCE
 - ⑦ バンコク研究連絡センター（タイ）
No. 1016/3, 10th Fl., Serm-mit Tower, 159 Sukhumvit Soi 21, Bangkok 10110, THAILAND
 - ⑧ 北京研究連絡センター（中国）
#1021, Beijing Fortune Building, No.5, Dongsanhuan Beilu, Chaoyang District, Beijing 100004 CHINA
 - ⑨ カイロ研究連絡センター（エジプト）
9 Al-Kamel Muhammad Street Flat No.4, Zamalek, Cairo, EGYPT
 - ⑩ ナイロビ研究連絡センター（ケニア）
Woodlands Estate House Number 4, Ngong Rd., Karen, Nairobi, KENYA
- ※ サンパウロ（ブラジル）には海外アドバイザーを設置しております。

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
該当ございません。

(7) 主要な財務データの経年比較

【法人単位】

表 主要な財務データの経年比較

(単位：円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産	128,977,815,026	144,895,150,222	308,866,295,282
負債	127,434,497,865	142,528,769,608	303,276,248,164
純資産	1,543,317,161	2,366,380,614	5,590,047,118
行政コスト	248,640,507,128	262,087,342,660	272,761,359,959
経常費用	248,640,437,127	262,087,272,655	272,761,289,959
経常収益	249,359,280,472	262,908,037,114	275,985,269,251
当期総利益	719,701,010	823,063,453	3,223,909,292

(単位：円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産	369,763,774,062	346,235,507,758	331,075,249,568
負債	368,709,313,879	345,020,079,599	329,869,409,274
純資産	1,054,460,183	1,215,428,159	1,205,840,294
行政コスト	268,056,205,836	296,316,770,448	315,148,879,459
経常費用	268,056,135,831	296,316,700,448	314,947,783,030
経常収益	268,791,293,156	296,477,738,424	315,139,291,594
当期総利益 (△当期総損失)	828,207,493	161,164,216	△ 9,407,978

注 第4期中期目標期間 平成30（2018）年4月～令和5（2023）年3月
第5期中期目標期間 令和5（2023）年4月～令和10（2028）年3月

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	27,097	一般管理費	3,676
国庫補助金収入	249,490	事業費	26,733
事業収入	2,788	科学研究費補助事業費	60,390
寄附金事業収入	23	科学技術人材育成費補助事業費	691
産学協力事業収入	40	国際研究拠点形成促進補助事業費	648
受託事業収入	23	研究拠点形成費等補助事業費	140
		国際化拠点整備補助事業費	54
		人材育成連携拠点形成費等補助事業費	31
		学術研究助成事業費	182,751
		地域中核研究大学等強化促進事業費	26,176
		寄附金事業費	23
		産学協力事業費	40
		受託事業費	23
合計	279,462	合計	301,375

② 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	302,125
業務経費	26,733
科学研究費補助事業費	60,390
科学技術人材育成費補助事業費	691
国際研究拠点形成促進補助事業費	648
研究拠点形成費等補助事業費	140
国際化拠点整備補助事業費	54
人材育成連携拠点形成費等補助事業費	31
学術研究助成事業費	182,751
地域中核研究大学等強化促進事業費	26,176
寄附金事業費	23
産学協力事業費	40
受託事業費	23
一般管理費	3,676
減価償却費	750
経常収益	302,125
運営費交付金収益	26,915
科学研究費補助金収益	60,390
科学技術人材育成費補助金収益	691
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	648
研究拠点形成費等補助金収益	140
国際化拠点整備事業費補助金収益	54
人材育成連携拠点形成費等補助金収益	31
学術研究助成基金補助金収益	181,349

地域中核研究大学等強化促進基金補助金収益	28,076
業務収益	2,788
寄附金事業収益	23
産学協力事業収益	40
受託事業収益	23
賞与引当金見返に係る収益	153
退職給付引当金見返に係る収益	54
資産見返負債戻入	750
純利益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	0

③資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	301,375
次期繰越金	230,447
資金収入	
業務活動による収入	279,462
運営費交付金による収入	27,097
科学研究費補助金による収入	60,390
科学技術人材育成費補助金による収入	691
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	648
研究拠点形成費等補助金による収入	140
国際化拠点整備事業費補助金による収入	54
人材育成連携拠点形成費等補助金による収入	31
学術研究助成基金補助金による収入	187,537
地域中核研究大学等強化促進基金補助金による収入	0
寄附金事業による収入	23
産学協力事業による収入	40
受託事業による収入	23
その他の収入	2,788
前期繰越金	252,361

詳細につきましては、年度計画をご参照ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

- 現金及び預金：現金、預金の保有額
- 有価証券：保有する満期保有目的の債券のうち1年以内に満期となるもの
- 前払費用：本部事務所賃料など一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価（1年以内に費用となるべきもの）
- 未収収益：受取利息など当期に発生した収益であるが、利払日が未到来のもの

未 収 金	:	交付した科学研究費補助金等の返還予定分（1年以内に支払いをうけるべきもの）
賞 与 引 当 金 見 返	:	翌期の賞与の支給に係る見込額のうち、国からの運営費交付金等による翌期の財源措置が予定されているもの
有 形 固 定 資 産	:	建物、附属設備、車両運搬具、工具、備品など振興会が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無 形 固 定 資 産	:	ソフトウェア、電話加入権など具体的な形態を持たない無形固定資産
投 資 そ の 他 の 資 産	:	投資有価証券、敷金・保証金、退職給付引当金見返など
運 営 費 交 付 金 債 務	:	振興会の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
預 り 補 助 金 等	:	国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けたもののうち、翌事業年度に補助等の交付目的に従った業務の進行に応じて収益化を行うもの
預 り 寄 附 金	:	用途を特定した寄附金のうち、翌事業年度の特定の支出に計画的に充てるべきもの
未 払 金	:	振興会の通常の業務活動に関連して発生する未払金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
預 り 金	:	振興会の通常の業務活動に関連して発生する預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
賞 与 引 当 金	:	翌期の賞与の支給に係る見込額のうち、当事業年度に負担する金額を計上しているもの
リ ー ス 債 務	:	ファイナンス・リース取引で借手側に生じる負債のうち、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するもの
資 産 見 返 負 債	:	固定資産を取得した場合に相当する財源を振り替え、当該資産が費用化（減価償却費）される時点において資産見返負債戻入として収益化する会計処理のための勘定
長 期 預 り 補 助 金 等	:	補助金等のうち、翌々事業年度以降に補助金等の交付目的に従った業務に充てることを目的として交付されたもの
長 期 預 り 寄 附 金	:	用途を特定した寄附金のうち、翌々事業年度以降の特定の支出に計画的に充てるべきもの
退 職 給 付 引 当 金	:	将来の退職給付に係る見込額のうち、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づく金額を計上しているもの
長 期 リ ー ス 債 務	:	ファイナンス・リース取引で借手側に生じる負債のうち、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するもの
政 府 出 資 金	:	国からの出資金であり、振興会の財産的基礎を構成するもの
基 本 金	:	昭和天皇からの御下賜金等であり、政府出資金とともに振興会の財産的基礎を構成するもの
資 本 剰 余 金	:	国から交付された補助金や寄附金などを財源として取得した資産で振興会の財産的基礎を構成するもの
利 益 剰 余 金	:	振興会の業務に関連して発生した剰余金の累計額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用	:	損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額
その他行政コスト	:	政府出資金等を財源として取得した資産の減少に対応する、振興会の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：振興会のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、振興会の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

業務費：振興会の業務に要した費用
一般管理費：業務費以外に要した費用
財務費用：支払利息、為替差損など
雑損：回収可能性のない債権の償却など
運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
受託収入：国や民間等からの受託事業に係る当期の収益として認識した収益
補助金等収益：国等からの補助金等の事業に係る当期の収益として認識した収益
寄附金収益：民間・個人等からの寄附金の事業に係る当期の収益として認識した収益
賞与引当金見返に係る収益：国からの運営費交付金等による翌期の賞与への財源措置に係る資産への見返により認識された収益
退職給付引当金見返に係る収益：国からの運営費交付金による将来の退職給付への財源措置に係る資産への見返により認識された収益
資産見返運営費交付金戻入：運営費交付金で取得した固定資産（償却資産）を減価償却する際に、その減価償却分を資産見返負債（資産見返運営費交付金）から収益に振り替える会計処理のための勘定
資産見返補助金等戻入：補助金等で取得した固定資産（償却資産）を減価償却する際に、その減価償却分を資産見返負債（資産見返補助金等）から収益に振り替える会計処理のための勘定
財務収益：受取利息、有価証券利息、為替差益など
雑益：他の科目に入らない少額の収入
当期総利益：通則法第44条の利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

④純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：振興会の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー：資金の調達及び返済など財務活動に係る資金の状態を表し、増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

ウェブサイトでは、各種事業のご案内やイベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情

報を発信しています (<https://www.jsps.go.jp/>)。

○問合せ窓口

【お問い合わせ先一覧】

https://www.jsps.go.jp/j-contact_us/

【電子申請のご案内】

<https://www-shinsei.jsps.go.jp/>

【科研費に関する窓口】

https://www.jsps.go.jp/j-contact_us/forms/kakenhi.html

【その他各事業に関する窓口】

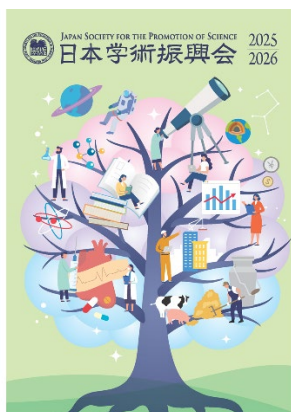
https://www.jsps.go.jp/j-contact_us/forms/other.html

【研究不正受付窓口】

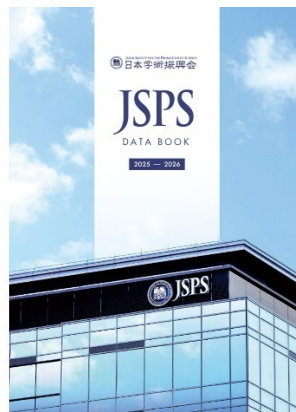
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/madoguchi.html>

○刊行物

<https://www.jsps.go.jp/j-publications/>



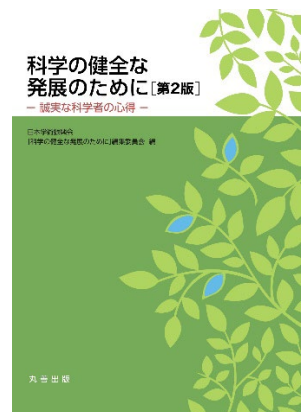
パンフレット



データブック



科研費パンフレット



科学の健全な発展のために[第2版]
— 誠実な科学者の心得 —

○OPR 動画

<https://www.youtube.com/watch?v=1C3G4QrBP-0>

